第百一条の二の八第二号中「第百一条の二の十二第五項」を「第百一条の二の十二第四項」に、「この号」を「以下この号」に改める。

第百一条の二の十一第一項中「ときは」の下に「、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第百一条の二の十二第一項中「という。）は」の下に「、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項第一号中「第五項に規定する」を削り、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「ときは」の下に「、第二項第一号に規定する支給申請を行うこととされた期間内に」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、「ときは」の下に「、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に、「第六項第四号及び第七項第四号」を「第五項第四号及び第六項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削る。

第百一条の二の十五中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「の規定は、教育訓練給付金」を「（一般教育訓練にあつては、第四十四条、第四十五条及び第四十六条に限る。）の規定は、教育訓練給付金」に、「ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、準用しない。この条本文の」を「この」に改める。

第百一条の五第一項中「するときは」の下に「、支給対象月の初日から起算して四箇月以内に」を加え、「から第五項まで」を「、第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、「ときは」の下に「、同項に規定する高年齢雇用継続基本給付金の支給申請を行うべき月に」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を削る。

第百一条の七第二項中「第九項」を「第七項」に、「、同条第三項中「第一項」とあるのは「第百一条の七第一項」と、「支給対象月」とあるのは「再就職後の支給対象月」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第百一条の七第一項」と、同条第五項」を「、同条第四項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及び第六項」に改め、同条第三項を削る。

第百一条の八中「第百一条の五第七項」を「第百一条の五第六項」に改める。

第百一条の十三第一項中「ときは」の下に「、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに」を加え、「第二項及び第三項並びに」を「次項及び」に、「法第六十一条の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、「ときは」の下に「、前項に規定する育児休業給付金の支給手続を行うべきこととされた期間に」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第三項ただし書及び前項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第六項とする。

第百一条の十五中「第百一条の五第九項」を「第百一条の五第七項」に、「第百一条の五第七項」を「第百一条の五第六項」に、「同条第六項」を「第百一条の十三第五項」に改める。

第百一条の十九第一項中「ときは」の下に「、法第六十一条の六第一項に規定する休業を終了した日（当該休業に係る最後の支給単位期間の末日をいう。）以後の日において雇用されている場合に、当該休業を終了した日の翌日から起算して二箇月を経過する日の属する月の末日までに」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第三項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第四項とする。

第百二条中「第百一条の五第七項」を「第百一条の五第九項」に、「第百一条の五第七項」を「第百一条の五第六項」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第十七条の二第一項及び第四項」を「第十七条の二第一項及び第五項」に、「、第四項及び第五項」を「、第六項及び第七項」に、「第九十二条第一項及び第三項」を「第九十九条第一項及び第二項」に改める。

附則第二十七条第一項中「いう。）は」の下に「、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前（以下「提出期限日」という。）まで（提出期限日後に被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において「一般被保険者」という。）でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで）に」を加え、同条第二項中「前項第三号」を「同項第三号」に改め、同条中第三項を削り、同条第四項中「次項に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

附則第二十八条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「第十七条の二第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

様式第十号の四注意1中「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと」を削る。

様式第十七号中「第31条第４項」を「第31条第６項」に改める。

様式第二十九号の二（第二面）注意1中「(提出期限)」及び「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと」を削る。

様式第二十九条の二の二（第二面）注意1中「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと」を削る。

様式第二十九号の三（第二面）注意1中「(提出期限)」及び「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと」を削る。

様式第三十三号（第二面）注意1中「。なお、期間の経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと」を削る。

様式第三十三号の二（第二面）注意1中「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されません」を削る。

様式第三十三号の二の二（第二面）注意1中「。期間経過後に提出した場合は、その他の受給資格を満たしていたとしても、特別の事情があると認められない限り、その支給額の全部又は一部が受給できなくなるなど、不利な取扱いを受けることがあります」を削る。

様式第三十三号の二の四（第一面）中「第101条の２の12第６項」を「第101条の２の12第５項」に改め、同様式（第二面）注意1中「。期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り、給付を受けることはできません」を削り、同様式注意2中「、(2)及び(4)」を「～(3)」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

様式第三十三号の二の五（第一面）中「第101条の２の12第８項」を「第101条の２の12第６項」に改め、同様式（第二面）注意1中「。期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り、給付を受けることはできません」を削り、同様式注意2中「、(2)及び(4)」を「～(3)」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

様式第三十三号の二の七（第一面）を次のように改める。